

令和7年度 市税等納期限一覧表(牛久市)

※二次元コードのない納付書は、下記の金融機関または牛久市役所での納付をお願いします。

常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、水郷つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

年月日	税目・使用料・保険料等(期別)
令和7年 4月10日(木)	児童クラブ負担金(4月分)
4月28日(月)	介護保険料(1期)
4月30日(水)	固定資産税(1期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(4月分)
5月12日(月)	児童クラブ負担金(5月分)
6月 2日(月)	軽自動車税／給食費(4・5月分)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(5月分)
6月10日(火)	児童クラブ負担金(6月分)
6月26日(木)	介護保険料(2期)
6月30日(月)	市県民税(1期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(6月分)
7月10日(木)	児童クラブ負担金(7月分)
7月28日(月)	後期高齢者医療保険料(1期)
7月31日(木)	固定資産税(2期)／国民健康保険税(1期)／下水道受益者負担金(1期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(7月分)
8月12日(火)	児童クラブ負担金(8月分)
8月26日(火)	介護保険料(3期)／後期高齢者医療保険料(2期)
9月 1日(月)	市県民税(2期)／国民健康保険税(2期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(8月分)
9月10日(水)	児童クラブ負担金(9月分)
9月26日(金)	後期高齢者医療保険料(3期)
9月30日(火)	国民健康保険税(3期)／下水道受益者負担金(2期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(9月分)
10月10日(金)	児童クラブ負担金(10月分)
10月27日(月)	介護保険料(4期)／後期高齢者医療保険料(4期)
10月31日(金)	市県民税(3期)／国民健康保険税(4期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(10月分)
11月10日(月)	児童クラブ負担金(11月分)
11月26日(水)	後期高齢者医療保険料(5期)
12月 1日(月)	国民健康保険税(5期)／下水道受益者負担金(3期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(11月分)
12月10日(水)	児童クラブ負担金(12月分)
12月25日(木)	固定資産税(3期)／国民健康保険税(6期)／給食費(12月分)
12月26日(金)	介護保険料(5期)／後期高齢者医療保険料(6期)／保育料・保育園給食費・住宅使用料(12月分)
令和8年 1月13日(火)	児童クラブ負担金(1月分)
1月26日(月)	後期高齢者医療保険料(7期)
2月 2日(月)	市県民税(4期)／国民健康保険税(7期)／下水道受益者負担金(4期) 給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(1月分)
2月10日(火)	児童クラブ負担金(2月分)
2月26日(木)	介護保険料(6期)／後期高齢者医療保険料(8期)
3月 2日(月)	固定資産税(4期)／国民健康保険税(8期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(2月分)
3月10日(火)	児童クラブ負担金(3月分)
3月31日(火)	国民健康保険税(9期)／給食費・保育料・保育園給食費・住宅使用料(3月分)

※口座振替日は納期限と同日となります。ただし保育料・保育園給食費・住宅使用料は毎月26日(土・日・祝日の場合は翌平日)が口座振替日となります。

市税等の納期内納付にご協力ください

① 口座振替で納付

納期限にご指定の口座から振替されますので、窓口に行く必要がなく、納め忘れがなくなります。また、自動継続のため毎年の手続きは不要です。

◆申込方法

牛久市専用口座振替依頼書にご記入の上、取扱金融機関窓口にお申し込みください。牛久市専用口座振替依頼書は、牛久市役所または市内取扱金融機関窓口にご置きます。

◆取扱金融機関

常陽銀行	筑波銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行 (下水道受益者負担金を除く)	三井住友銀行	りそな銀行
埼玉りそな銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合
中央労働金庫	水郷つくば 農業協同組合	ゆうちょ銀行・ 郵便局

※各本支店から振替ができます。

◆ご注意ください

- 振替開始日(解約)は、納期限の40日前までのお申し込みが必要です。
- 領収証書の発行はありません。預貯金通帳等での確認をお願いします。
- 軽自動車税の継続検査(車検)用の納税証明書は、6月中旬以降に発送予定です。
- 確定申告用の社会保険料控除証明書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)は、1月下旬ごろ発送予定です。
- 残高不足などの理由で振替ができなかった方には、口座振替不能通知書(納付書)を発行しますので、納付をお願いします。また、振替不能が続きますと、振替登録を解除させていただく場合があります。

② eL-QR(納付手続き用の二次元コード)で納付

納付書にeL-QRがあれば、パソコン・スマートフォンアプリ・eL-QR対応の全国の金融機関で納付ができます。

※eL-QRについての詳しい情報は地方税共同機構のホームページをご確認ください。

※パソコン・スマートフォンアプリ納付の場合は、領収証書の発行はありません。



地方税共同機構 検索

③ コンビニやスマホアプリで納付

納付書に記載のバーコードを読み取って納付ができます。

取扱可能なコンビニエンスストアやスマートフォンアプリは、納付書裏面でご確認ください。

※次に該当する場合は使用できません…バーコード使用期限(ゆうちょ銀行等取扱期限)を過ぎた場合・バーコードが印刷されていない場合。

※スマートフォンアプリ納付の場合は、領収証書の発行はありません。

④ 軽自動車をお持ちの方へ

5月中旬発送の納税通知書兼領収証書以外には継続検査(車検)用の納税証明書は付いていません。

必要な場合は、領収証書を持参の上、総合窓口課またはひたち野リフレプラザ市民窓口で証明書の請求をお願いします。

※②・③の納付方法で、パソコン・スマホを利用し、納期限までに納付された方に限り、継続検査(車検)用の納税証明書を6月中旬以降に発送予定です。

【軽自動車税納税確認システム(軽JNKS)のご案内】

現在軽四輪・軽三輪の軽自動車については、軽JNKSの活用により継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。さらに令和7年4月より二輪小型自動車(オートバイ)も軽JNKSの対象となる予定です。

⑤ 前納報奨金制度について

固定資産税・都市計画税について、1期の納期限までに全額を納めた場合に限り、前納報奨金制度があります(交付率0.2%とし、限度額は5万円)。令和7年度で終了となります。

【問い合わせ】 収納課 ☎ 内線1066、1067